

## 「生ごみ処理機・剪定枝粉碎機等購入費補助金」について

### 1 補助の目的

ご家庭での生ごみの減容・減量化を推進するため、生ごみ処理機・生ごみたい肥化容器・剪定枝粉碎機を新たに購入する世帯に、購入費の一部を電子地域通貨「あま咲きコイン」にて補助します。

### 2 補助金交付の対象となる機器等

税抜価格が 10,000 円以上で、生ごみをたい肥化、減容・減量化するもの(生ごみ処理機・生ごみたい肥化容器)と剪定枝を粉碎するものが対象です。また、補助の対象は 1 世帯 1 基までです。

※次のものは対象になりません。

- ・生ごみを砕いて下水に流すだけのディスポーザー（生ごみ粉碎機）
- ・システムキッチンと一体の（不可分な）生ごみ処理機
- ・中古品、新古品及び転売品

### 3 補助を受ける方の要件

次の全てに該当する方が補助金交付の対象となります。（法人は除く）

- (1) 市内に住居を有し、かつ、居住していること。
- (2) 臭気や騒音等で近隣に迷惑を掛けないように、機器等を適切に管理できること。
- (3) できたたい肥やチップ等を自家処理できること。
- (4) この要綱による補助を、機器等を新たに購入した年度から起算して過去 3 年度間受けていないこと。

### 4 補助金額

電子地域通貨「あま咲きコイン」5,000 ポイント（5,000 円相当額）

### 5 申込方法

「生ごみ処理機・剪定枝粉碎機等購入費補助金交付申請書(様式第 1 号)」に必要事項を記入のうえ、販売店が機器等の代金を受領したことを証明する書類（領収書等）の写し（機器等の購入日、販売店名及び申請者名が明記されているもの）を添えて、ごみ減量政策担当まで郵送又はメールにてご提出ください。

### 6 申請受付期間

令和 7 年 6 月 2 日(月)から令和 8 年 2 月 27 日(金)必着

※期間外に購入した機器は補助の対象になりません。

### 7 注意点

- (1) 先着順で受付し、予算額を超えた場合は補助できません。ご了承ください。  
申請受付後、補助対象者には「補助金交付決定通知書」を郵送いたします。また、対象外になった方に対してもその旨を連絡いたします。  
補助金は電子地域通貨「あま咲きコイン」のポイントにて交付しますので、申請にはあま咲きコイン会員コード（8 桁の番号）が必要です。
- (2) あま咲きコインのアプリのダウンロード方法及びカードの配布場所については、市ホームページ『電子地域通貨「あま咲きコイン」について』をご参照ください。  
○尼崎市 HP トップページ>暮らし・手続き>市民参加・地域活動・まちづくり>  
電子地域通貨「あま咲きコイン」>電子地域通貨「あま咲きコイン」について

### 8 提出先及び問い合わせ先

尼崎市 経済環境局 環境部 ごみ減量政策担当

〒660-0842 尼崎市大高洲町 2 番地

電話：06-6409-1341 FAX：06-6409-1277

メール：[ama-gomigen@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-gomigen@city.amagasaki.hyogo.jp)

（以 上）

